

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会サロン活動助成金 交付基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、『ふれあい・いきいきサロン』、『障害者サロン』、『子育てサロン』（以下、「サロン」という。）に対して交付する助成金について必要な事項を定め、仲間作りや健康増進対策、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を効果的に推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 社協は、サロン活動を実施する団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 利用者が概ね10名以上であること
- (2) 利用者がサロンの趣旨からみて適当であること
- (3) 年間6回以上開催されること
- (4) 責任ある運営が行われること
- (5) 地域に開かれた運営が行われること
- (6) 営業、営利、勧誘等の利用目的としないこと
- (7) 特定の団体会員のみを対象としている事業でないこと

(助成金額)

第3条 助成の金額については、1団体60,000円を上限とし、助成を行う。

2 前項の助成金額の算定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動運営費 年額 12,000円、月額 1,000円、
- (2) 開催回数加算 2,000円×開催回数

3 年度途中の新規の申請に対する助成額は、前項の活動運営費の月割額に開催回数加算の額を加えて得た額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を行政区を通じ社協会長へ提出しなければならない。

- (1) 助成金申請書
- (2) 収支予算書及び事業計画
- (3) その他事業の内容を示す書類等

(助成の決定)

第5条 社協会長は、前条の規定により提出された申請書等を審査のうえ、助成の可否を決定する。

(活動報告)

第 6 条 この助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後 1 か月以内に、次の各号に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業収支決算書

(補則)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。